

産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会（第10回）議事録

日時：平成27年4月20日（月） 10：00～11：40

場所：経済産業省 別館3階 312各省庁共用会議室

議題：

- (1) ガス安全高度化計画のフォローアップ状況等について
- (2) 移動式ガス発生設備の大容量化等について
- (3) 平成25年度導管改修（経年管対策）実施状況について
- (4) 規制の整合化等に向けた検討（案）について
- (5) その他

議事内容

○大本ガス安全室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第10回産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。開催に当たりまして、事務局を代表して、寺澤商務流通保安審議官よりご挨拶させていただきます。

○寺澤商務流通保安審議官 おはようございます。経済産業省の寺澤でございます。本日は週の初めから第10回のガス安全小委員会にお集まりいただき、まことにありがとうございます。

昨年は、ガスシステム改革が進む中で、ガス保安をどのようにするのかというとても大きなテーマについて、6回、豊田委員長のもとご議論いただきまして、本年2月に、ガスシステム改革が進む中でのガス保安のあり方について方向性を示していただきました。それも含めました関連法案を、今、国会で審議中でございます。この後、国会審議を経て法案が成立しましたら、その後さらに、例えば、事業者間の連携の具体的なあり方や、より具体論についてご審議をしていただければと考えている次第でございます。

本日は、それに先立ちまして、2つの大きなテーマがございます。1つは経年管対策でございます。いうまでもなく、経年管対策というのは、事故防止にも災害対策にも、あるいは災害の早期復旧のためにも、非常に重要なテーマでございます。昨年度は、関係省庁、関係団体のご協力を得ながら、経年管対策について相当程度取り組み、いろいろメディアで取り上げられたこともあって、相当程度前に進みつつあると認識しております。

ただ、経年管対策が完全に終わったわけではございません。事業者サイドにおいては、例えば、ねずみ铸铁管の切替えなどの問題がございます。ユーザーについては灯外内管の切替えという問題もがございます。こうした経年管対策をさらに進めていくための取組みについて、本日も議論いただければ幸いです。

2点目は、大きなテーマになります。一言では申し上げづらいのですが、産業保安全体を今見直ししようとしており、そうした中で、産業保安の中にありますガス保安についても、今後の規制のあり方について見直しに向けての議論をしていただければと考えている次第でございます。ちなみに、去る3月に保安分科会を開催いたしまして、まさしく産業保安の今後のあり方の大きな方向性についてご議論いただきました。一言でいいますと、重大な事故を防止するという目標は従前どおり高く掲げながらも、それを実現するやり方については、新しい技術とか民間の創意工夫なども活かしながら、より効率的、効果的にその目的を実現する賢い規制といえますか、最近の言葉でいうと、よりスマートな産業保安規制を目指しましょうと、そういう方向性になったわけでございます。

既に産業保安の他の小委員会、分科会においては、それを受けて、では具体的にそれぞれの分野でどうするのかという議論を開始しているところでございます。ガス安全小委員会におかれましても、そういう大きな方向性の中でガス保安の規制をどうしていくのかという議論を本日もキックオフさせていただければと考えております。

その中でも特に、いろいろな規制制度がばらばらですと、それは事業者にとってもコストもかかってしまう、行政のほうも大変だということで、より賢い、よりスマートな規制の第一歩として、規制制度の整合化を図るということは当然であり、かつ、重要だと思えますので、本日はまずそのテーマからご議論をしていただければと思います。

非常に多岐にわたる、また、2点目は大きな議論ではございますが、本日も活発なご意見を頂戴できれば幸いです。本日もよろしくお願いいたします。

○大本ガス安全室長　それでは、ここからの議事進行につきましては、豊田委員長にお願いいたします。

○豊田委員長　おはようございます。それでは、第10回のガス安全小委員会を開催させていただきます。今、寺澤審議官からもありましたように、本日は主として4つの議題が上がっております。本日の議事進行にご協力をよろしくお願い申し上げます。

今回から新たに参加されました委員の方もおられますし、配付資料の確認もあわせて、事務局からよろしくお願いいたします。

○大本ガス安全室長 本日は、委員20名中18名がご出席で、小委員会の定足数に達していますことをご報告いたします。

今回から新たに参加される委員の方をご紹介します。

日刊工業新聞社編集局次長の赤穂委員でございます。

○赤穂委員 赤穂でございます。よろしくお願いいたします。

○大本ガス安全室長 続きまして、資料の確認をさせていただきます。

議事次第、配付資料一覧、委員名簿、そして、資料2-1～資料4と参考資料1～3がございます。配付資料に不備等ございましたら、議事進行中でも結構ですので、お知らせいただければと思います。

○豊田委員長 よろしいですか。それでは、議事に入りたいと思います。

最初の議題のガス安全高度化計画のフォローアップ状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

○大本ガス安全室長 資料2-1をご覧ください。[ガス安全高度化計画のフォローアップ状況]でございます。

下の1ページ目でございます。ガス安全小委員会におきましては、2011年5月に、今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策としてガス安全高度化計画が定められました。また、東日本大震災を踏まえまして、2012年5月に災害部分のところを見直してございます。目標としましては、2020年の死亡事故ゼロを掲げていまして、また、各々が協働して安全・安心な社会を実現するためにアクションプランを定めてございます。

右側でございますように安全高度化指標が決められていまして、2020年時点での全体、また、ブレークダウンした消費・供給・製造それぞれの段階につきましての死亡事故と人身事故の件数を定めてございます。

2ページでございます。このフォローアップでございますけれども、毎年、内容を評価し、必要に応じて見直しを行っております。

3ページ、達成状況の説明でございます。左側の2つの欄につきましては、この指標を作成するときに参考としました2010年時点での過去の事故発生件数と、2020年時点での安全高度化指標を定めてございます。

右側の3つの欄につきましては、一番左側が2014年度の事故発生状況、真ん中が過去4年の事故発生状況、一番右側が現時点での達成状況でございます。全体の死亡事故は1件で、人身事故につきましては、昨年の2014年が37件ございました。目標の指標は、死亡

が1件未満、人身事故が20件未満でございますので、特に人身事故につきましては指標と開きがあるという状況になってございます。

4ページ、参考1-1でございます。近年のガス事故の発生状況でございます。左側の棒グラフが全体の事故の発生件数でございます。上から、緑色が消費段階、赤が供給段階、下のほうに製造段階がございます。折れ線グラフが2本ございますが、上が人身事故件数、下が死亡事故件数でございます。

平成24～25年にかけて事故件数が増加しております。これにつきましては、強制排気式のレンジフード型の給湯器でガス開閉弁の経年劣化による故障による不具合が見つかったため、全ての対象機器の部分交換をする過程で発見され、これが平成24～25年で300件増えてございます。なお、人的被害等は発生してございません。これにつきましては、今、点検率が約9割、残りが約1万台ということで、順次、ガス事業者で確認をしており、これにつきましては点検が済み次第、この報告が解消していくと考えてございます。

続いて、5ページでございます。製造・供給・消費段階毎に5年間の事故件数を分析したものでございます。左側が製造段階で、ガス切れ、ガス工作物の不備、誤作動など、事業者の不注意によるものが大半でございます。真ん中の供給段階につきましては、他工事事故、また、ガス工作物の経年により起こる事故となっております。右側につきましては、ほとんどがガス漏えいとなっております。

6ページ、CO中毒事故の件数でございます。LP、都市ガスによるものでございます。平成26年につきましては、平成25年に比べて若干増えておりまして、これにつきましては、換気忘れとか機器の経年劣化を要因として発生してございます。

7ページでございます。昨年もご紹介しましたが、一昨年に発生したガス事業法に係る法令違反の例でございます。

9ページ、4. 実行計画の主な進捗状況、消費段階における保安対策の周知・啓発でございます。真ん中に絵がございますけれども、左側が国、真ん中はガス事業者で周知を行ってございます。右側につきましては、長期使用製品安全点検制度への協力ということで、ガス事業者で調査の際に所有者票の登録がされていない可能性がある場合には、所有者票の代行記入も含めて、登録率向上に向けた対応を図っていくことを今後ガス事業者へ要請する予定にしております。

下の表につきましては、日本ガス協会、日本コミュニティーガス協会、それぞれガス事業者で非安全型機器の減少に努めているということで、一番右側の下に赤字で示している

ところが平成25年度末の数字でございますけれども、かつて、一番左側の11年の数に比べると、非常に減ってきているわけですが、これを減らしていくということですが、現在は残り3,000から9,000台という状況になってございます。

10ページでございます。左側につきましては、「ガスを安全・快適に使うチェックポイント」で、政府広報をホームページで紹介させていただいています。右側は、消費者庁のホームページに、「ガスを知って安全に使おう」ということで、消費者教育の情報が掲載されております。

11ページでございます。昨年12月に、交通広告として、関係団体と連携して保安に関する広報を行ってございます。その絵写真は、経済産業省、ガス警報器工業会、日本ガス石油機器工業会、東京ガスによる広報を行っております。

12ページでございます。業務用需要家に対する周知・啓発でございます。グラフの赤いところが都市ガスで、25年は0件でした。しかしながら、26年につきましては4件ほど発生しております。

13ページは、消費段階におけるS iセンサーコンロを初めとする安全型機器・設備は順調に普及しているということで、現在、25年では普及率4割の状況になってございます。

14ページ、他工事事故についてでございます。平成25年、26年、ここ3年間はほぼ横ばいという状況でございます。特に事前照会なしが8割を占めており、昨年も11月に、国土交通省、厚生労働省に対して、建設工事におけるガス管損傷事故の通知文を出させていただいてございます。

事故原因につきましては、工事の際に事前紹介がなかったために、ガス管の存在を知らずに作業をしたとか、掘削機で配管を誤って破損したということなどでございます。当初から関係省庁への要請を、場合によっては日本ガス協会とも一緒にガスの工事業者の団体にも要請をさせていただいてございます。また、ガス事業者では、道路調整会議、また、埋設物の災害対策協議会などをお願いをしているところでございます。

15～19ページは、経年管の話でございますので、後ほどご説明したいということで、本説明では省略させていただきます。

20ページでございます。昨年2月のガス安全小委員会で、耐震化率の一層の向上を図るということで、2025年までに耐震化率90%という新たな目標をご審議いただいて、安全高度化計画に明記をいたしました。2013年末の耐震化率につきましては、81.1%という状況になってございます。

また、表の下でございますけれども、ガス安全高度化計画のみならず、昨年、閣議決定されました国土強靱化計画ですとか、首都直下・南海トラフの基本計画にもこの耐震化率の記載がされているところでございます。

21ページは、簡易ガスの特定製造所における感震自動ガス遮断装置を100%設置するというので、昨年12月末の設置状況は93.4%という状況でございます。

22ページ、復旧活動を早期に開始するために、緊急の道路を使うためには警察署等に緊急通行車両の確認を受ける必要がございますけれども、昨年11月に警察署にも訪問しまして、円滑な手続を行っていくための協議を行ってございます。

最後の23ページですが、産構審の中間報告書を昨年7月にとりまとめを行ってございます。右側に今後の課題として、耐性評価、早期復旧とそれぞれ課題が上げられております。これにつきましてはフォローアップをこの7月以降のガス安全小委員会で報告させていただくことを予定してございます。

資料2-2につきましては、そのアクションプランの詳細版ということで、説明は割愛させていただきます。以上でございます。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。

ただいま、フォローアップの状況に関して、かなり多くの情報を一度にご説明賜りまして、フォローしにくいかも分かりませんが、そういう意味合いで事前にもご説明差し上げておりますので、これからご意見を賜りたいと思います。

いつものように、発言していただく方はネームプレートを立てていただき、また、なるべく多くの方にご意見を賜りたいと思いますので簡潔に、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ご質問、ご意見をどうぞ。では、梅村委員、どうぞ。

○梅村委員　　今、フォローアップの説明をしていただきましたが、参考資料でよろしいですか。供給のところで、事故件数をみてみますと、目標には達していないという評価になっているわけですね。その数値の推移をみてみますと、余り変わらないですね。過去5年間ぐらい、ほとんど同じような数値になっています。この数値がどういう意味をもっているかというのがフォローアップを考えると大事ななという気がするのですが、例えば工事の総件数とか、そういう情報が欠けているような気がします。

例えば、自社工事を考えた場合に、事業者の数を仮に160事業者として、月に10件ぐらい工事をするとしますと、年間約2万ですね。それに対して、例年、自社工事で起きている件数は10のオーダーになっていますから、2万分の10ぐらいの割合で事故が起きている

ことになるかと思えますけれども、注意していても過ちを犯す確率が、その程度であれば仕方ないかなという気もするのですが。あるいは別の見方として、毎年、工事件数が右肩上がりに上がっているとすれば、実は事故件数は相対的に下がっているのだということになりますね。ですから、そういう情報をつけることが大事かなという気がします。

それから、スマート化にも関係するかと思うのですが、事故の発生した事由が、例えば、計画的にやっているのか、消費のほうからの情報を得て工事を行ったか、そういった情報もあると、フォローアップする際に役に立つのではないかなと思えますので、その点、よろしくご検討をお願いします。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。母集団の不明確な状態で比べるというのはできないことで、今の梅村委員からのご指摘の点をご配慮していただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

スマート化に関しても、梅村委員から非常に貴重なご意見を賜りましたので、参考にさせていただきますたいと思ひます。では、倉渕委員。

○倉渕委員　　6ページのグラフですが、これは消費段階のCO中毒事故の動向を示されておりますけれども、統計的に意味があるかどうかはわからないのですが、25年に底を打って、26年から増えているような、そんなグラフにも見えないことはないかなという気がいたします。特に業務用については、平成21年以降に減っているのは、恐らく大手の都市ガス事業者がガス漏れ警報器を無償で配っているということの効果ではないかと思うのですが、最近の業務用厨房の事故については、原因として、ガス漏れ警報器があったにもかかわらず起こったのか、あるいは、ついていなかったのか。その辺について分析されておられるようであったら、お知らせいただけませんか。

○大本ガス安全室長　　まず、CO中毒のところですが、業務用につきましては4件発生して、4件とも警報器は設置されていたのですが、そのうち2件は警報器が外されていたということがございました。また、一般需要家につきましては、警報器は未設置ということでございました。

○豊田委員長　　今ご指摘いただいておりますように、これくらいの数値になりますと、非常にきめ細かな分析をしないと、単なる数量だけの話では済まないということで、今後、対策を立てていく上で、きめ細かな分析を必要とするというご指摘であったと思ひますので、そういう点でもご配慮をお願ひしたいと思ひます。

○大本ガス安全室長　　1点だけ、ガス事業者でも、外されないようにという周知はパン

フなどでやっているのですが、従業員の方もいろいろな方がいらっしゃるのです、そういうところへの周知というのは引き続き行っていく必要があると考えております。

○豊田委員長　では、水流委員、どうぞ。

○水流委員　数が少なくなってくると、ケーススタディがすごく重要だと思うのです。たとえ1件しかないとしても、今後、高齢者の例えば、認知症関係の事例が出始めていないかということを確認したいのですけれども。

○大本ガス安全室長　認知症の方かどうかというのは、ガス会社の事故情報を取るときに確認することが難しいところがあるのですけれども、昨年の死亡事故の1件につきましては、屋外で使う陶芸窯を業務用の七輪の上に置いて室内で煮炊きをして、CO中毒事故が起きて死亡事故が発生したという、通常では考えられないような扱い方の事故であるので、今後、事故をいろいろ評価分析する際に、そういう要因のものがあるのかもしれないというところはあるのですが、認知症かどうかというところまでは、情報が入るケースと入らないケースがありますので、わかりにくいところがあるのですけれども、そういうことに関してはきめ細かくみていきたいなと思っております。

○水流委員　今、厚労省の政策としては、認知症の方が在宅でずっと生活できるようにという方向で進んでいます。当然、家族介護者の方がいないと難しいわけですが、老老介護のパターンが多いので、介護しているうちにもう片方の方もその方向になってしまうというパターンもあります。また、経済的な問題から、電化という方向に切りかえにくいという課題もあるかもしれないと思われま。

いろいろ考えたときに、そういう方の場合には、直接ガスを使った調理等や暖房などをしないような方法を多面的に考えないといけないと思います。もちろん、今、エネファーム等、ガスを供給して電気にかえて、それを電気製品として使うという方法もあります。災害時には、電気が消えるかガスが切れるかというパターンになります。冬であれば寒さによる血圧上昇からくる脳卒中のリスク、夏であれば熱中症という問題が発生します。両方のライフラインが存在していて、いずれかが使える状態にあるということは非常に重要だと思います。そういう観点からも、今後の高齢人口の増加をみながら検討が必要かと思っております。

○豊田委員長　どうもありがとうございました。重要なご指摘だと思います。現在のところ、高齢化に伴う顕著な報告は出ていません。これは多分、使っていただかないようにという対策の結果かと思うのですが、在宅看護とか介護という現象と絡んできますので、

ご指摘の点も含めて、十分な分析のもとで対応を進めていただきたいと思います。

それでは、宮村委員、どうぞ。

○宮村委員 14ページの他工事事務事故対策で、この他工事関連の事故発生が増えているという背景についてお伺いしたいと思います。他のインフラでの経年変化に伴う工事件数が増えているのではないかと思うのですが、そういう他工事が増えたことによって結果としてガスへ供給に支障をきたす影響の件数が増えているのかどうか。

それから、短期的には非常に難しいと思いますが、中長期的には、先ほど審議官のほうからスマートな保安というお話がありましたけれども、こういうインフラ関係のデータベースは、特に我が国ではほとんどが2次元だと思いますが、3次元の図面でこういうデータベースがあるというのは極めてまれだと思うのですが、そういう方向でデータベースのリンクが、今後、中長期的に考えた場合に非常に重要になってくると思います。

別の分野では、例えば、日本ではインフラの図面がほとんど2次元なものですから、情報化施工の機能を有している建設機械といってもほとんど売れないのです。ところが、海外だと情報化施工の機能を有している建設機械が販売の7割を占めている。そういう大きな変化もありますので、そういうところも含めた視点も是非入れて、特にインフラ関係の図面のデータベース化、それも3次元化をよろしくお伺いしたいと思います。

○豊田委員長 ご指摘いただいたのも同じく、単なる他工事というわけではなくて、もう少しきめ細かい、例えば、下水工事、水道工事がかなり増えきた結果としてこういう事故が起こってきているのだらうと思いますが、それだけではなくて、今後に向けた対策に資するまともに関してのご指摘があったと思いますので、その辺も踏まえて事務局から何かございますか。

○大本ガス安全室長 工事件数につきましては、まだガス事業者の方に「何件ですか」という数値的なものをご確認させていただいていないところもあるので、そこは今後、ガス業界とも相談させていただきながら、母数のところについては検討させていただければと思います。

インフラのデータベースということで、2020年に東京オリンピックが予定されているなど、今後も工事が増えてくるということが予想されますので、そういう中で安全に工事ができるように、引き続き、データの整備とともに、対策のほうもしっかり進めていきたいと思っております。

○豊田委員長 よろしくお祈りします。

では、織委員、お願いします。

○織委員　ありがとうございます。6ページ、7ページあたりで、事故が増えているところなのですが、先ほど宮村委員がおっしゃったように、非常に少ない中での事故が増えているということですが、私は1点気になるのは、傾向として消費段階ですが、一般家庭というよりも、厨房ですとか、中小企業事業者の事故に対する普及・啓発活動がどの程度なされているのかなというのが少し気になるところです。

というのは、この後の資料で、政府広報を使って一般家庭向けの広報は随分なさっていると思うのですが、レストランですとかパン屋ですとか、そういったところについてももう少しきめ細かく行うことが必要なかなと思っています。ここは消費者と事業者というのは、注意義務も一段高いものが要求されてきますし、また、気をつけないければ大事故になってしまうという大きな影響があるので、その辺はかなりケアしなければいけない。

今は、1か0かというような話になってきたときに、どこにターゲットを絞っていくのかというと、消費段階で、さっきおっしゃったように、陶芸用の窯を使ってしまうような、そういう人はどうしても出てくるので致し方ないかもしれない。けれども、私が気になるのは、法令違反というのは事業者としてあってはならないことで、ということは、ガス事業法自体が古い法律でもありますので、人にとって余りなじみがない法律なので、そういったところをもう少しきめ細やかにすることが必要なのではないかなと思いました。

以上です。

○豊田委員長　どうもありがとうございました。非常に重要なお指摘を賜っております。

○大本ガス安全室長　今の業務用のところでございますが、取り組みとしては、当室が事務局となって、CO中毒事故連絡会議というものを開催して、関係省庁が一堂に会して、また、日本ガス協会なども参加した上で、年1回、これまで起きた事故の分析とか情報共有や、CO事故防止に向けた依頼ということをさせていただいています。

特に、7月ごろに毎年、夏場にクーラーなどを使って締め切ってしまうと換気がされない可能性があるということで、これも関係省庁を通じて関係団体に対して、業務用厨房におけるCO中毒事故防止に向けた要請文書お願いもさせていただいているところでございます。

○豊田委員長　それでは、富田委員、お願いします。

○富田委員　日本ガス協会の富田でございます。詳細なフォローアップ並びに委員の先生方のご意見、ありがとうございました。

感想的なことで申しわけないのですが、資料の3ページに指標の達成状況ということで示されておりまして、たしか昨年この小委員会の議論だったかと思いますが、諸外国における事故のレベルとの比較がございました。単純に比較することはできないのかもしれませんが、感覚的には、我が国におけるガスの保安に関してのレベルというのはかなり高いということは間違いなくいえるかなと思っております。ただ、目標も更に上だということですね。

この3ページの達成状況というのを拝見しますと、指標に近づきつつあるけれども、まだ達成できていないものとか、達成しているものがありますが、達成しているものについても、このままでいけば達成し続けるという保証は全くないわけで、それを継続する努力をしていかなければいけないということだろうと思います。

先生方のご意見も拝聴していて、設備的に対応していくというのはもちろんなのですが、それだけではなくて、保安にかかわる人材の育成というのも非常に大事だということを改めて思いました。というのは、これもこの小委員会の中で申し上げたことかもしれませんが、事故の件数が少なくなっているがゆえに、保安に携わる人間の経験というものが浅くなっているというところもありますので、そういったところもカバーしながら、文字で見ただけでは保安に関する感性というのなかなか上がらないとも思いますので、例えば、DVDのような映像を使った教育などもやって対応しております。それでもまだ十分とは言えないと思います。

何人かの先生からご指摘がありましたように、この原因は何なのかということについての分析も、正直なところ、確実にできているというわけではまだまだないのかなと思います。更にこれも分析をしていきたいと思っております。

感想的なところで恐縮ですけれども、以上のことを思いました。

それから、分析の1つには、この資料の中に出ています数字について、都市ガスとLPガスが組み合わさったものもございます。そういったところも含めて、どのように分析をしていったら、今後の再発防止によりつなげていけるのかといったことも考えてまいりたいと思っております。以上です。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。ある意味では決意を表明していただいたと思いますが、この数字については、先ほど申し上げたように、単純な今までの延長上の議論ではなく、よりきめ細かなということが必要だということで、今後とも皆様方のお知恵を拝借して、よりよい方向に分析を進めていただいて、対策を立てていただければと

思います。

それでは、まだご意見はおありかと思いますが、フォローアップに関しては以上とさせていただきます。また後ほど、関連資料もごございますので、ご議論を賜ればと思います。

それでは、議題の2の移動式ガス発生設備の大容量化等について事務局より説明をお願いします。

○大本ガス安全室長 それでは、資料2-3と2-4をご説明させていただきます。

まず、資料2-3「移動式ガス発生設備の大容量化等について」をご覧くださいければと思います。

東日本大震災におきましては、地震により発生した津波で製造所が被害を受けたということで、災害非常時にガスを一時的に供給するための設備が活用されています。その資料が、この写真に掲げられている移動式ガス発生設備というもので、容器と気化装置が一体となって移動可能なものがございます。

もう1つが、下のほうに、液化ガスローリーにガス発生設備等が附属した、被災製造所における臨時製造設備のものでございます。

2ページでございます。まず、移動式ガス発生設備に関する検討を今回行っているということで、1.背景の(2)の②でございます。今般、これまでの容量をもう少し災害時に、今まで認められている容量を超えるようなもので検討ができないかということを行ってございます。その検討結果が2.以下になっております。

まず、この要素として5つほど検討してございます。

1つ目が、2ページの(1)で、保安物件に対する離隔距離でございます。これにつきましては、既に運用実績があり、大規模地震などで特段問題が発生していない液化石油ガス法における保安距離の規程を準用するということを今回させていただければということ、3ページ目までに書かせていただいております。

2つ目は、3ページの(2)火気設備との距離でございますが、これも同様に、これまでの運用実績等を鑑み、液化石油ガス法における保安距離の規程を準用させていただくということをお願いしております。

3つ目は、4ページ、(3)工事計画の届け出と使用前検査でございます。ガス事業法では、ガス工作物の設置時において、工事計画の届け出と使用前検査を求めています。災害その他の非常時は工事計画の届け出の事後報告を認めて、使用前検査は対象外としてございます。今回、圧縮ガス、液化ガスの移動式ガス発生設備についても同様に、届け出の

事後報告と使用前検査を対象外とすることが適当とさせていただきます。

4つ目は、(4) 定期自主検査でございます。定期検査は、1年以上設置されていることを前提に、年1回以上検査を行うということで、非常用という観点でいくとそういう使われ方は想定しにくいということで、定期自主検査は対象外とさせていただきます。

最後に、5つ目として、(5) 容器の腐食防止措置と容器の貯蔵環境に係る規程でございます。高圧ガス保安法では、容器の腐食防止について定めているということで、今回の圧縮ガス型や液化ガス型の移動式ガス発生設備についても、ガス事業法において、高圧ガス保安法と同様の規程を定めることにさせていただきます。

続きまして、5ページですが、一時的な臨時製造設備についてでございます。

地震・津波等の災害時で甚大な被害を受けた際に、他のガス会社が保有する休止中のガス工作物を一時的に移設することで迅速な供給再開が期待できるということで、このような設備は、災害時であったとしても、平時の技術基準に適合することが原則となっております。しかしながら、一部の技術基準につきましては、非常時・災害時に適合することが難しい場合が想定されるということで、2. に書かれている観点からその検討を行ったところでございます。

5ページの(1)で、まず、保安物件及び事業場の境界線との離隔距離についてでございます。

ガス事業法では、保安物件（病院・民家等）と事業場の境界線から一定の距離をとるということを求めています。この距離が十分確保できないことが想定されるため、不足する距離分については、仮設の柵等で立ち入りを制限し、みだりに立ち入らないよう注意喚起を行うことの追加措置を講じる場合には、離隔距離に係る措置を適用しないということをさせていただきます。

続いて、6ページの(2) 火気設備との距離でございます。本件も十分距離が確保できないということが想定されるために、①火気設備の付近にガス漏えい検知警報装置を設置すること、②その漏えいを検知したときに直ちに消火できるよう、従業員が常駐して監視することを条件として、当該規定を適用しないということを考えてございます。

(3) 防消火設備でございます。ガス事業法では、ガス工作物等について、消火設備に加えて、防火水槽等を備えていることを求めています。被災状況によっては、防火水槽等が被災して設置できない場合も想定されるために、一時的な臨時の製造設備は、液化ガスローリーの切り離し等によって、LNG供給を速やかに停止することができるとい

うことから、①従業員が常駐して監視すること、②速やかにガスを停止する措置ができることを条件に、防火設備の当該規定を適用しないということをさせていただいております。

(4) 計測装置等につきましては、想定される運転状況のもとでは、液化ガスローリー側の液面とか圧力の変化を測定することで、製造設備の使用状態を確認することができるために、一部、その規定を適用しないということをさせていただいております。

(5) 遮断装置でございます。遮断装置は、液化ガスローリーに備えられているために、この設備の出口からガスの供給を遮断するための装置が備えられていれば十分であるというのを規定したいということでございます。

(6) 警報装置でございます。従業員が常駐して監視できる場合には、異常を感知できる体制になっていることから、①従業員が常駐して監視し、②速やかにガスを供給できることを条件に、この規定も適用しないということでございます。

最後に、(7) その他は、高圧ガス保安法の検査で合格した設備の取り扱いでございます。災害時だったとしても、材料、構造、耐圧試験、気密試験、溶接につきましては、平常時のガス事業法上の技術基準を満たす必要がございますが、高圧ガス保安法の特定設備検査合格証等を有する高圧ガス製造のための設備を使用する場合は、ガス事業法上の技術基準を満たすものとして取り扱うということでございます。

続いて、資料2-4をご覧くださいと思います。

東日本大震災における臨時供給の写真がございます。この写真にあるように、東日本大震災における津波により、製造所で甚大な被害を受けた一部の一般ガス事業者は、製造所の復旧に長時間を要することが見込まれるために、初の試みとして、他の一般ガス事業者が保有する休止中のガス工作物を移転して使用しているところでございます。

1ページの(2)でございますが、このガス工作物を移転して使用する際には、登録ガス工作物検査機関による使用前検査が必要となりますけれども、災害その他非常時の場合は免除されており、今回の災害でも本規定が適用され、早期の復旧につながっております。

(3)でございますが、一方で、ガス工作物を貸した側は災害時ではないということから、検査機関による使用前検査が必要となり、これは災害時に協力をしていただくガス事業者に負担を強いるということになります。

2ページ目でございますが、通常、ガス事業者は、登録検査機関が行う使用前検査の前に、使用前自主検査というものを行って安全性について自ら確認しているということで、既に検査機関による使用前検査に合格した設備については、検査機関による使用前検査を

免除しても安全性は確保できると考えられることから、返却時における登録検査機関による使用前検査の免除を規定するというを今回ご提案させていただいております。ただし、例えば、強度に影響を及ぼすなどの修理・改造を行った場合ですとか、損壊が生じた場合には、引き続き使用前検査を要するというをさせていただきます。以上でございます。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました移動式ガス発生装置の件につきまして、今回のご提案の内容に関してご意見やご質問等がありましたら、お受けしたいと思います。

では、安田委員、どうぞ。

○安田（進）委員　　大きな地震のときは余震が何回も続くということが東日本大震災のときもあったわけですが、こういった緊急措置をされているときに余震が来たときの対応というのは、どのようになっているのでしょうか。こういった設備でガスを発生していて、それを例えば病院などに出されるわけですね。そういうときに大きな余震が来たときの安全性という意味です。

○豊田委員長　　直接的にはここの中では判断が入っていないと思いますが、十分耐震性を有する設備が使われるべきであると。ただ、今のように余震のレベルがかなり大きい場合には、一時的なものなので、付加的な要求が必要かどうかということが安田先生のご指摘だろうと思いますが、特にその辺りについて現状の体制に関しては問題ないということでしょうか。

○大本ガス安全室長　　余震であろうが通常の地震であろうが、その基準につきましては、ガス事業者で安全に留意しながら、今のガス発生設備なりローリーの運転はさせていただいて、いざとなればそれを遮断して緊急対策をすることになろうかと思っております。

○豊田委員長　　富田委員、いかがでしょうか。

○富田委員　　ご不明の点はよくわかります。大きな地震があった後のことなので、余震もあり得るということだと思います。ただ、設備として、地震に耐えられないような導管網に対してガスを供給するということはないので、耐えられるところで送っていると。もし耐えられなくなったら、通常の地震と同じようにやはり遮断するという考え方になろうかと思えます。

○豊田委員長　　今のご指摘の点も含めて、さらにご検討いただけたらと思います。

織委員、どうぞ。

○織委員　　ありがとうございます。今回の震災に対してはガス事業者の方がすごく迅速

な対応をしていただいて、全国的な協力のもとで復旧が行われたと思っております。実はこの移動式ガス発生設備というのを存じ上げていなかったのですが、こういった距離制限の話は、通常、法律が想定しているのは、通常の操業時における距離制限は、危険性を考えているのだと思うのですけれども、震災時において、一過性というか、ある程度時間が短縮の場合においてもこういった趣旨を、今回は改正によって行うのですが、これからいろいろなことが起こり得ると思うのです。

今回は、この距離制限をこういう形で政省令を改正するけれども、もっと違う場合のこともあり得ると思ったときに、一々政省令改正というよりも、基本的な考え方として、日常的に考えている距離制限と一過性の震災などの緊急時に対応しなければならないというところの、そういったものは法律の中に入れ込んでおかなければならないのではないかなと思います。あわせて、この距離制限という考え方が、日常的にずっとやっているときに考えるものと、震災などが起こった一過性の短い時間使っている間のというのは、どのように考えていくのか。その辺の考え方の違いがもしあるようでしたら、教えていただきたいと思います。

○大本ガス安全室長 保安距離につきましては、平時と緊急時とで、基本的に安全を確保するという事は変わらないというのが大前提だと考えてございます。その中で、他法令の高圧ガス保安法とか液化石油ガス法、ガス事業法など全体を見渡した中で、今、実績があって一番規制の合理化ができる液化石油ガス法を重要視させてもらったというところでございます。

ご指摘のあった災害時の保安距離につきましては、ガス事業法だけではなくて、産業全体の保安距離規制のあり方にかかってくる話になると思いますので、ご意見も踏まえながら、今後、そういうことができるかどうかも含めて検討していきたいと思っております。

○豊田委員長 最後の話題になりますが、スマート化の問題になろうと思っております。非常時と平時との違いというのは、建築基準法の設計係数が、長期の場合は1.5分の1ですが、それが1になっているんです。他の法令でも非常時と平時との差をつけています。例えば、6カ月しか使わないような万博の建物は同じ設計基準にはなっていないはずですが、それこそまさに法令でいろいろな差異が出てきていますので、これをスマート化するという点では、非常に大きな課題として検討していただけないかと思っております。そういうご指摘がありましたということでお伺いしておきたいと思っております。

では、水流委員、お願いします。

○水流委員　今のところですけれども、非常時ということについて、優先順位の決め方を、より抽象化・一般化して持っておく必要があるだろうと思います。例えば、供給することによって、ある人命が救われる可能性があるとか、この地域全体の住民の障害の程度が軽くなるとか、そういう基準で、どの地域から復旧させていくか、ということルール化しておくことが必要ではないかと思います。

○豊田委員長　一つの手法として非常に重要なご指摘をいただいたと思います。

富田委員、どうぞ。

○富田委員　ありがとうございます。この移動式ガス発生設備、臨時の製造設備、どちらも社会的インフラのレジリエンスを高めるということで、非常に意義のあることだと思います。

一昨年、日本ガス協会では事業主にアンケートをとった結果、特に臨時の製造設備の制度については、きちんと制度化をしてほしいという要望が非常に多くございました。そして、現在、災害時に自者が保有している気化器を貸与してもいいよということで同意していただいた事業者は現在6者ございます。これからも更に増える見込みでございます。復旧応援態勢とあわせて、こういった設備の共同体制についても、今後とも取り組んでまいりたいと思います。

○豊田委員長　どうもありがとうございました。前向きなご検討をいただいておりますので、特に首都直下になりますと、これだけの距離がとれるような場所があるのかなのかということも、詳細な検討が今後必要かと思います。

では、三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員　ありがとうございます。一番気になったことは、確かにルールとか設備ということは大事だと思うのですが、6ページの(3)とか、7ページの(6)にもありますとおり、従業員が常駐していて監視ができる状態にあるということが大事で、ハードだけではなくて、ソフトの面で、初期消火ができるとか、速やかに異常を察知できるような熟練のプロフェッショナルの方に常駐していただいて、いち早く対応していただけるという人の確保を、今、人も足りない現場では聞いていますので、そこも忘れずに強化していただきたいとお願いしたいところです。

○豊田委員長　どうもありがとうございました。いずれも重要なご指摘かと思います。

それでは、まだご意見もおありかと思いますが、今ご説明のありました移動式ガス発生装置、一時的な移転にかかわるガス工作物の簡素化という点のご提案に関しまして、この

方向で進めていただくことでご了承いただき、更なるご検討をお願い申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題であります平成25年度導管改修（経年管対策）実施状況について事務局から説明をお願いいたします。

○大本ガス安全室長 その前に、先ほどの資料2-3と2-4につきましては、準備ができ次第、パブリックコメントで改正の手続を進めさせていただければと思っております。

続いて、資料3-1をご覧くださいと思います。「平成25年度導管改修（経年管対策）実施状況について」でございます。

こちらは、ガス事業法に基づいて全てのガス事業者に毎年度、経年埋設管の残存状況をご報告いただいて、それを集計したものでございます。表1の左側が一般ガス事業者、右側が簡易ガス事業者の残存状況で、縦軸の上がねずみ鋳鉄管、下が腐食劣化対策管で、それぞれ本支管、供給管、灯外内管に分けて、平成25年度末の数字を出しております。

この数字の中で、括弧書きで黒三角となっているところが、量の多寡はございますけれども、昨年度からの減少量になってございまして、全ての分野で減少が見られることがいえるかと思えます。

続いて、2ページでございます。こちらは、一般ガス事業者の総導管延長数をまとめたもので、表2-1は、ねずみ鋳鉄管と腐食劣化対策管、横軸に年度を記載しております。

表-2は、一般ガス事業者における全管種に占める経年管の残存状況でございます。

3ページでございます。先ほどが一般ガス209社の数字でございますが、こちらは4大ガス事業者——東京ガス、大阪ガス、東邦ガス、西部ガスのデータを集計したものでございます。4ページでございます。これは簡易ガス事業者全体についての数字をまとめたものでございます。5ページは、一般ガス事業者大手12社のデータでございます。縦軸はガス事業者、横軸は管種でございます。6ページは、参考ということで、ガス管の材料別の種類を上げさせていただいております。

続いて、資料3-2「経年管対策の現状と評価（案）」をご覧くださいと思います。こちらは、現状を踏まえまして評価、分析を加えたものでございます。安全高度化計画で、表1と下の内管対策、それぞれ目標を定めているところでございます。

2ページでございます。本支管対策で、2.1のねずみ鋳鉄管の(1)でございますが、4大ガス事業の数字で、全体の一般ガス事業者の95.5%を占めてございます。

①要対策導管の現状でございます。これにつきましては、2015年度に0という目標がございますけれども、2015年度末に残存量が407で、これにつきましては2015年度完了という目標で順調に進んでいるところでございます。

②維持管理導管の現状でございます。これにつきましては、2015年度につきましては約2,500キロ残存することで、現在、ガス事業者2社でございます。

3ページでございます。2,500キロという残存、大手2社でございますが、目標設定のイメージという表の下に、維持管理導管につきまして、下線を引いてございますが、「2025年度までに完了する計画で対策を進める。ただし、1955年以前に埋設の小口径（直径300mm以下）の導管は2020年度までに完了する計画で対策を進める」ということで、小口径の古いガス管につきましては、現在、421キロ、平成25年度末で残っているということでございまして、これにつきましては2020年までに完了する計画で対応を進め、維持管理交換全体の2,500キロにつきましては、2025年度までに完了する計画で対策を進めるということをごをここで上げさせていただいております。

4ページでございます。先ほどは4大ガスの話でございました。これにつきましては4ページの(2)その他の一般ガス事業者205社の話でございます。205社につきましては、維持管理導管という概念がなく、全て要対策管になってございます。これにつきましては、現在、2013年度末で143キロの残存、2015年度末は38.8キロ、2020年度は0という見込みとになってございます。これにつきましては、産業保安監督部でも昨年度からヒアリング等を行い、フォローアップを行ってございます。

続いて、5ページ、灯外内管でございます。灯外内管の保安上重要な建物につきましては、表4でございますが、その他の事業者は可能な限り2015年度に完了する目標でございます。4大ガスにつきましては、現在、事故の発生率、危害の重大さを考慮して、保安上重要な建物で優先的に対応を行っており、2015年度末の見込みとして3.3万本、2020年度末には2.7万本が想定されているところでございます。

(2) 評価でございますが、現在、残存するという話がございますけれども、その理由として、一番下に書かれておりますが、対策に費用がかかる、また、公的機関の場合は耐震対策が優先されてしまうというケースがございます。

6ページ、その他の事業者における灯外内管の対策でございます。こちら、表5で数字が出されておりますが、2015年度末で2.5万本、2020年度末で1万本残存するという見込みを出してございます。評価につきましては、4大ガス事業者と同じでございます。

7ページ、保安上重要な建物範囲と経年管の残存量の建物区分別ということで、左側に数字が書いてあるものが建物区分となっており、残存量が一番多いのが9と10のビルやマンションになってございます。

4. 簡易ガス事業者における経年管対策でございます。簡易ガスにつきましては、2015年度末が3,000本、2020年度末が2,000本という見込みとなっております。

8ページ、評価でございますが、一般ガス事業者と同じ話でございます。

その下に、これまでの経年管対策の本支管と灯外内管の目標、実績、見込みを整理しております。灯外内管につきましては、4大ガスその他、簡易ガスを含めて、2013年度末で約9万本残り、見込みとして2015年度末で6万本残るという状況となっております。

続いて、資料3-3、灯外内管の対策についてでございます。

現状認識につきましては、(2)に書いてございますが、灯外内管につきましては、需要家資産であり、需要家の理解、協力が前提となるということで、国においてもその周知活動等を実施し、ガス事業者においても改善が得られなかった需要家に繰り返し改善の必要性を説明してきているところでございます。

こうした結果、平成15年度末に、38万本が残存したものが大幅に改善されて、9万本が残存しているという状況になってございます。

2. 2020年度に向けたアクションプランでございます。公的と民間と分けてございます。

(1)の公的につきましては、関係省庁とガス事業者との協働によって施設別に対策を講じ、ガス安全高度化計画の2020年度に向けて可能な限り灯外内管の改善完了に努めるということでございます。また、灯外内管が残存する施設リストを公表するなどの対応も検討するとしてございます。

(2)の民間施設につきましても、引き続き、関係省庁、関係機関、ガス会社との協働でさらなる対策を進めていき、今後、ガス事業者別に残存状況を公表するとか、地域別に公表するなどの対応を検討していくということでございます。

(3)は、こういう残存するところのリスクを未然防止する観点から、ガス事業者のほうでも漏えい検査、また、自主保安の高度化によって適切な維持管理を行うとしてございます。

2ページ、公的施設が保有する残存状況でございます。

表Aで、施設別の残存量が約8,300本となっております。なお、この施設の県別の残存量については、後ろのページの別紙1の公的施設の灯外内管の残存量（都道府県別・施

設別) をご覧いただきますと、左側が都道府県別、右側がその施設で、学校、病院、社会福祉施設、庁舎・公民館等、警察署・消防署、その他となっております。この表でいくと、残存量で多いのが、特に中部の愛知県で1,073、近畿の大阪で1,139、兵庫の1,096、この3府県となっております。

続いて、別紙2、全国灯外内管残存マップでございます。これにつきましては、残存施設ということで、ことしの2月の消防庁調査で、昭和56年以前の建物ソースに占める残存量の割合をもとにこのマップを作成しております。

全国で上げている8,290施設というのは、8.の自治体施設のものを含めて、右側の全国については自治体が所有する宿舎等を除いたものでございます。

ここで色をつけているものにつきましては、その残存数の割合が高いものを上げさせていただきます。

その次のページは、社会福祉施設、警察・消防、庁舎・公民館、その他となっております。戻っていただいて、2ページでございます。表Aの下のところに残存指数の割合が多いところを上げさせていただきます。

2. これまでの対応状況でございますが、3ページをご覧ください。表Bでございますが、昨年から今年にかけて、関係省庁に呼びかけを行って、病院や警察等に連盟文書を発出しているところでございます。また、調査等につきましては、産業保安監督部より都道府県の関係部署への訪問、協力要請を通じて対策を進めているというところでございます。

3ページ、3. 今後の対応方針でございます。

(1) 公的施設は不特定多数が利用する場ということで、災害発生時は避難拠点として役割を果たすことから、この対策を着実に進めることが重要でございます。

(2) その対策を進めるためには、施設を管理する自治体の理解、協力、また、予算確保が必要となるということから、この要請内容を自治体関係者に着実に浸透させることが必要でございます。また、今後もそういう調査を行うとともに、関係省庁への協力要請の働きかけを行うなど、関係者の協働で対策を講じて、この完了に向けて努力していくということを記載しております。

(3) そういう取り組みを通じて、今後、2020年を念頭に、残存するリストを公表するなど、必要な対応を検討するとさせていただきます。

4ページ、民間施設の対策でございます。

現在、保安上重要な建物の灯外内管の残存量は約8万9,000本で、表Cに上げられております。左側が建物群、右側が地域で、関東、中部、近畿の残存量が多いという状況になっております。

5ページ、2. これまでの対応状況でございます。

表Dですが、これも公的施設と同様に民間施設においても関係省庁に昨年から今年にかけて働きかけを行って、関係団体にも具体的な要請を行ってきているところでございます。

6ページ、3. 今後の対応方針でございます。

(1) 学校、病院については引き続き、文科省、厚労省、関係団体を通じて協力要請を行ってまいります。

(2) 雑居ビルについては、消防庁、場合によって賃貸・アパートについては、厚労省、関係団体と連携して灯外内管の削減を進めるということでございます。

(3) 当該残存量をガス会社に対して調査し、今後、ガス事業者別に残存状況を公表することや地域別に残存量を公表するなどの対応を検討するとしてございます。

以上でございます。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。経年管対策という話題と、灯外内管の対策の推進に関して、経過及び今後の目標を、さらに、アクションプランという形でご説明いただきました。「強力な」と書いてありますので、そのための推進ということが今回の大きな話題になっております。ご意見、ご質問がありましたら、どうぞ。大河内委員、どうぞ。

○大河内委員 灯外内管のデータをみると、9万本近く残っているという話で、大変不安になってしまうのですが、民間は、今まで残ったということから考えても、難しいところが多いのだらうと思います。でも、公的機関については、難しいといっても、ここにも書いてありますけれども、いざという災害のときに活動の拠点になったり、もちろん避難所になったりということですから、強力な対策をとっているということからすると、公表については、もう少し前倒しをしても、公的などの公表ですから、それほど問題はないのではないかなと思います。以上です。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。では、赤穂委員、どうぞ。

○赤穂委員 ありがとうございます。今回から初めて参加させていただきますけれども、まず、経年管の対策について、ガス事業者が責任をもってされる部分については責任をもってやっていただきたいと思います。まだばらつきがあるかなと思っていますので、そこ

をきっちりと目標どおりにやっていただければと思っています。

それから、内管について、こういう課題があることを私も今回初めて知ったのですが、今回、公的機関について地域ごとのマップを作成されたということで、「見える化」することで、取り組みがしっかりできているところとできていないところが明らかになったということで、「見える化」するということが分かりやすくてよかったかと思います。これで、色のついている自治体さんにはぜひ頑張って対応していただきたいと思っています。

それから、民間の施設についても、病院であるとか、たくさんの方が集まるような施設については、ある程度、「見える化」が必要であると思います。もちろん、資産価値の毀損という課題はあるとは思いますが、経年管対策というのは安全に欠かせないことだと思いますので、「見える化」ということを検討していただければと思っています。

以上です。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。方向に関しての肯定的な意見と、さらなる検討をすべき課題に関してご指摘いただいたと思います。

三浦委員、どうぞ。

○三浦委員　　ありがとうございます。こういうことは、事故が起こってからでは遅いというのはみんなわかっているけども事故が起こると、「だれの責任？」と必ず騒ぎます。でも、逆に、その事故がきっかけになって、これは早くとりかえなければいけないということに動くのですが、需要家責任、一般消費者のことも含めてだと思えますけれども、もっと周知徹底をしていくべきということだと思います。3月7日の朝日新聞にも記事が出ましたが未交換であるとか、どの地域でどうか、あとは去年、NHKでもそういう報道をされていますし、本日はマスコミの方も来ていらっしゃると思いますが、地味なことではありますが、こういうことは是非積極的に報道で取り上げていただくということと、取り上げていただく働きかけもこちら側からは必要かなと思えました。特に公共施設で何か起こったら、災害時には私たちではどうすることもできないので、そういう建物のオーナーなども含めて、広く周知徹底をしていくことを早目早目でやっていけたらいいなと考えております。よろしくをお願いします。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。宮村委員、どうぞ。

○宮村委員　　資料の5ページにありますように、対策に費用がかかる。これは恐らく制約条件になっていて、もう1つは、公的機関の場合は耐震対策が優先されてしまう。ですから、ほかにやることがあるから、こちらの優先順位が低いということになる。一般的に

はコンフリクトな問題があるわけですね。

一方、結果をみると、残存マップのほうからみると、地域によってかなり差がある。そうすると、そういう制約条件をどう管理するか、あるいはコンフリクトな問題をどう解決するかということについて、上手にやっている地域はこのマップでいくと恐らく色がついていないと思います。しかし、少し問題がある地域については色がついていると思うのですが、そういう進め方の差異についても調べていただくと、より対策を加速化する方向が見えてくる可能性があるのではないかと、そういう意見です。

○豊田委員長　ありがとうございます。そういう意味合いでは、ノウハウの共有化を図れということだろうと思いますが、可能な範囲でまた進めさせていただけたらと思います。辻委員、どうぞ。

○辻委員　全国ガスの辻でございます。これまで全ての関係者の協働のもと、経年管対策は着実に進んでいる一方で、先ほどもご指摘のありましたとおり、対応が難しい現場が残っております。現場の実態としては、数度にわたる訪問折衝を繰り返しても、改善に同意をいただけないお客様が存在していることは事実でありまして、安全面はもとより、働く者のやりがい、働きがいという面でも課題であると認識をしております。

お客様も含めた協働という観点からも、灯外内管はお客様の資産であることを十分ご理解をいただき、改善を促すためのもう一段の何らかの対策がなければ、これ以上の改善はなかなか進まないというのが実感であります。

今回、関係省庁とも連携し、自治体、関係機関、関係団体等への協力要請を行う方向が示されました。安全高度化計画の達成に向けて着実に取り組んでいくためにも、今後も引き続きこうした対策の推進をお願いしたいと思います。以上でございます。

○豊田委員長　どうもありがとうございました。では、富田委員、どうぞ。

○富田委員　ありがとうございます。まず、ねずみ鋳鉄管については、制約条件がないわけではありませんが、基本的に事業者がみずから計画を立てて、それにのっとって着々と進めていくという、そういうことになろうかと思います。

それから、灯外内管については、この資料にもありますし、今、辻委員からもご発言がありましたけれども、何といたっても所有者でありますお客様のご理解というのがポイントだろうと思います。ガス事業者としては、引き続き、所有者の意識の醸成と、お客様に改善の必要性をご理解いただくという取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○豊田委員長　どうもありがとうございました。今の改善の必要性というのは非常に

重要なポイントだろうと思います。現在、使えているじゃないかというのが大きな意識だろうと思うのですが、そうするとすぐ危ないのかというと、そうでもないとも。この辺が、解決するための1つの大きなポイントであると。ガス事業者にもこれからもご尽力いただき、今回目標を設定し、そして、アクションプランをご提案いただいておりますので、この方向でまず進めていただくということで、本日、ご了承いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、水流委員、どうぞ。

○水流委員　自分が住んでいる建物であれば自己責任となるわけですが、借りる側が、この賃貸物件は灯外内管がきちっとかえられているかどうかをチェックできるという、「見える化」ができていないと思います。建物を貸すという場合には、それを明記しなければいけないというようなことはできないのでしょうか。なかなか難しいことだとは思いますが、入居者にとっては一番知りたい情報かなと思います。

○大本ガス安全室長　重要説明の中に経年管が入れられないかという話かと思いますが、そういうことができるかも含めて、確認させていただきたいと思います。

○豊田委員長　よろしくお願いたします。

○富田委員　事業者の立場から申し上げれば、先ほど委員長がおっしゃられたように、経年管イコール危険管だと、既に法律違反の管だということではないので、いかに消費者であるお客様に理解いただけるかというところが大事だということを繰り返し申し上げたいと思います。

○豊田委員長　なかなか難しい問題ですが、可能な対策は取るということだろうと思います。ありがとうございました。では、今のご提案の内容で、目標の設定とアクションプランをご承認いただいたものとして進めていただくということでご了承お願いしたいと思います。

それでは、次の議題ですが、規制の整合化等に向けた検討について、先ほど寺澤審議官からご説明いただいた2番目の課題でございます。事務局からよろしくお願いたします。

○大本ガス安全室長　資料4についてご説明いたします。「規制の整合化等に向けた検討(案)」でございます。2枚めくっていただいて、参考4に、「産業保安規制のスマート化に向けて」の資料がございます。これは今年3月23日に保安分科会で産業保安規制のスマート化に向けた検討がキックオフされたものでございます。

1枚めくっていただいて、4ページに、これは先ほど富田委員から海外の状況という話がありましたけれども、都市ガス分野における事故の割合について、日本では1桁、

死傷者数の割合が低いというデータを示させていただいております。

6 ページに、産業保安規制の今後の方向性と方策でございます。ここにつきましては、3つの柱を掲げております。

1つ目が自主保安の高度化を促す規制、2つ目が新技術・新市場の出現・普及に円滑に対応する規制、3つ目が規制に係るコストの最小化でございます。

13ページに、その中の1つで、3つ目の柱の規制に係るコストの最小化で、左側に、ガス事業法と液化石油ガス法の規制の整合化ということで、周知と調査の頻度の違いが赤字で書かれております。こういうことの整合化を図る必要はないかということかと思っております。

下の今後の進め方・スケジュールでございます。この3月23日に第5回保安分科会でスマート化の議論のキックオフということで、本日、ガス安全小委員会が、各小委員会はそれまでに開催させていただいておりますけれども、今回、キックオフというところでございます。今後につきましては、各分野で議論を行い、1年かけて、年度末にとりまとめするという予定で、今後、検討していくということでございます。

戻っていただいて、1ページ目でございます。先ほどの既存規制の見直しでございます。

ガス事業法、液化石油ガス法の比較検討、また、運用面の実態等を行うことで、安全性の担保を前提として、規制の整理、課題のとりまとめを行うことにしております。

2ページは、その参考ということで、後ほども参考で紹介いたしますけれども、今年2月にガス安全小委員会でこれまで検討しました報告書の中でも、整合化を図ることが上げられているところでございます。

また、先月の3月に液化石油ガス小委員会でも、この整合化を行うことをご紹介してご審議いただいております。それが整合化の話でございます。

続いて3ページ、参考2、ガス事業法に係る性能規定化についてでございます。ガス事業法では、平成12年に技術基準を大幅に改正して性能規定化を実施してございます。これに伴って、具体的な数値や材料、構造の仕様は、具体的な技術基準として、真ん中の色のついたところに解釈例がございまして、これを下にあります民間規格で、J I Sですとか業界規格（I S O）などの外交規格、民間団体の規格、こういうものを引用しております。引用例として、下のところに、J I SとかI S Oとか、溶接協会の規格、米国の規格、日本ガス協会の規格などを引用してございまして、定期的に見直しを図っているところでございます。

続いて、4ページ、ガスシステム改革の保安規制の具体化の検討でございます。先ほど

寺澤商保審からも挨拶の中でございましたが、今年2月にとりまとめの報告書を踏まえて国会審議を経た上で法案が成立した場合には、今後、ガスシステム改革の保安規制に係る具体的な検討の場を設け、当該検討を行うこととしてございます。

私からは以上でございます。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。

本日はキックオフということになっておりまして、これからいろいろな形での規制の整合化に向けたアクションを起こしていくということですが、この方向に関しまして、何かご注意いただくこと、あるいは、こういう点をもっと加えるべきであるというようなご意見がありましたら、ご指摘いただけましたら今後の展開に活かしていきたいということでございます。三浦委員、どうぞ。

○三浦委員 ありがとうございます。小さいところで、資料4の産業保安規制の今後の方向性と方策のところ、3. 規制に係るコストの最小化とありますけれども、これは最小とか最大ということではなくて、むしろ最適化のような言葉のほうが多分動きやすいのではないかと感じてしまいました。これは書きぶりの問題だと思いますけれども。

○豊田委員長 どうもありがとうございます。それ以外に、よろしいでしょうか。

今後、具体的な内容に関してはまた適宜この委員会でご議論いただきます。特に、今、国会審議が進んでおりますが、システム改革の中での保安規制のあり方という点に関しては、非常に重要な問題かと思えます。この点に関しましては、別途、この委員会、場合によっては、ワーキングのような議論の場を設けて、詳細な検討を進める方向で進めたいというご提案でございますが、この点もご了承いただけたらと思えますが、よろしいでしょうか。それでは、このような方向で進めさせていただくことにいたします。

それでは、次の議題のその他でございますが、事務局、また、ガス市場整備課から、参考資料のご説明を賜りたいと思えます。まず、大本室長からお願いします。

○大本ガス安全室長 参考資料1と2について説明いたします。

参考資料1につきましては、昨年の都市ガス事故についてという資料でございます。全体の事故件数につきましては、1ページの下で、製造、供給、消費段階の数字を上げさせていただきます。

2ページは、先ほども資料2-1で説明しましたが、ガス事故の推移でございます。

4ページ以降が各段階の事故の件数で、先ほど梅村委員から、供給段階につきまして、5ページに上げた供給段階の数字ということで、ここの数字が横ばいではないかというご

指摘があったかと思えます。それぞれの各段階での事故について、6～7ページが供給、7ページの(3)が消費段階、8ページも消費段階です。

COにつきましては、9ページにCO中毒事故の状況を上げさせていただいております。詳細な説明は割愛させていただければと思います。

参考資料2でございます。ガスシステム改革等を踏まえた保安規制のあり方についてでございます。これにつきましては、昨年12月のガス安全小委員会で方向性についてはご了承いただき、パブリックコメントを昨年12月から1カ月間行って、本年2月18日に報告書としてとりまとめを行っております。私からは以上でございます。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。引き続き、参考資料3について、横島課長からご説明賜ります。

○横島ガス市場整備課長 参考資料3をご覧ください。A3の大きな紙でございます。この小委員会でご審議いただいた小売の全面自由化のもとでの保安確保も含めたガス事業法の改正法案は、3月3日に閣議決定され、開催中の国会に提出されました。東ね法案と呼びますけれども、この資料のAの電気事業法の一部改正、Bのガス事業法の一部改正、Cの熱供給事業法の一部改正、市場監視などを行う専門の機関を新たに設置するためのDの経済産業省設置法の一部改正など、1本の法律に束ねて提出した形になっています。ガスの法案については、Bの3の(4)にご審議いただいた方向性に沿った規定が盛り込まれております。

先週、衆議院の本会議で質疑が行われ、今週から衆議院の経済産業委員会で審議が行われる予定です。衆議院で可決されたならば、参議院での審議となります。

法案では、このBのガス事業法の1.、2.、3.については、1.の右側に書いてありますが、成立の日から2年6カ月以内に政令で改めて定める日からスタートさせると書いております。仮にこの通常国会で成立したならば、2017年をめどに施行されることとなります。一方、4.の導管部事業の中立性確保のための兼業規制、いわゆる法的分離ですが、これは平成34年4月1日から施行されることになっております。法律が成立したならば、これらについて詳細の制度設計が必要となります。実施に向けて議論をしていきたいと思っております。以上です。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。参考資料に関して、特にガス事故とシステム化、自由化に関してのご説明をいただきました。何かご質問はございますでしょうか。よろしいですか。国会審議が進められておりまして、その結果を踏まえて、この産

業ガス保安に関してのご議論はこれから詳細に詰めていって、制度設計ができた段階で、保安の問題、あるいは、制度設計をする上での保安の問題もあろうかと思しますので、国会で成立した場合には是非ご議論を賜りたいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日予定しました議題は終了いたします。

それでは、事務局にお返しいたします。

○大本ガス安全室長 議事要旨につきましては、事務局で作成し、ホームページに公開したいと考えております。議事録につきましては、委員の皆様にご確認した上で公開することを予定しております。追って事務局よりご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

次回の小委員会は、6月中・下旬を目途に開催したいと考えてございます。日程調整につきましては、また事務局からご連絡しますので、よろしく願いいたします。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。本日、皆様方のご協力を得まして、予定より早く進みましたが、これで終了したいと思います。まだまだ、これからも保安レベルを維持・向上させることが大きな課題でございますので、世の中の大きな動きに合わせて、より保安レベルの向上に努めていただくということで、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

それでは、本日の小委員会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——